平成26年１月15日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
［料金前払契約（選択約款）］

当社は，このたび，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき届出を行なった料金前払契約（平成26年３月１日実施）において，消費税等相当額を含んだ割引額を変更することといたしましたので，電気事業法施行規則第47条の３の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，本則７（料金）および附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，四捨五入しております。

（１）本則７（料金）に定める割引額

単　　位	割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１需給契約ごと１月につき	21.60	1.60

（２）附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める割引額

単　　位	割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１需給契約ごと１月につき	21.00	1.00